

茨城県中央環境衛生組合職員定数条例

令和6年4月1日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、茨城県中央環境衛生組合に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される者を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、休職者は、定数の外に置くことができる。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、6人とする。

(職員の定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の配分は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。